

# 少年事件手続きの流れ

## 事件発生

### 警察

犯人である少年が判明したら、逮捕して取り調べたり、逮捕しないまま任意で捜査又は調査をします。

### 犯罪少年

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁固等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送致します。

### 犯罪少年(家裁直送事件)

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接家庭裁判所に事件を送致します。

### 触法少年

14歳未満の少年は罰せられることはありません。少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致又は通告をします。

### 検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

### 児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

### 家庭裁判所

送致された事件について、審判(成人の事件でいう裁判)を開始するかどうかを決定します。

審判を開始するのが相当であると認められる場合は、審判手続を開始します。

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

### 審判不開始

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合等は、審判手続を開始せず、終了します。

### 審判

### 不処分

審判の過程において、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

### 逆送事件

### 検察庁

起訴するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

### 起訴

### 不起訴

### 裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

保護処分相当として家庭裁判所に移送することもあります。

### 移送

## 保護処分

### 【保護観察】

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援助する保護観察の処分にします。

### 【児童自立支援施設・児童養護施設送致】

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

### 【少年院送致】

少年を收容し、矯正教育を与えることによって社会生活に適應させる必要があると認められた場合は、少年院に送致します。

- ① 第1種少年院(旧 初等・中等少年院)  
保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの(第2種に該当する者を除く。)  
● 標準的な期間:  
矯正教育課程に応じ2年以内又は6月以内
- ② 第2種少年院(旧 特別少年院)  
保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの  
● 標準的な期間:2年以内
- ③ 第3種少年院(旧 医療少年院)  
保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの  
● 標準的な期間:2年以内

担当警察官に申し出ることによって、被害を受けた方等が知ることができること

- ① 少年が14歳未満の場合
    - 児童相談所へ通告を行ったこと等の身柄の措置
    - 少年の保護者の住居・氏名
  - ② 少年が14歳以上の場合
    - 少年の住所・氏名(ただし、知らせることによって、少年の健全育成を害するおそれがある場合は保護者の住所・氏名)
    - 釈放したときや勾留されなかったときは、その理由
    - 事件の送り先である家庭裁判所や検察庁の名称・場所
- ※ 連絡を行うことが適当でないと思われる事情があるときは、連絡を行わない場合があります。

裁判所に申し出ることによって被害を受けた方等ができること

- ① 事件記録の閲覧・コピー  
事件の記録を見たり、コピーしたりすること。
- ② 意見陳述  
裁判官や家庭裁判所に対して、お気持ちや事件についての意見を述べること。
- ③ 審判状況の説明  
審判期日で行われた手続等について説明を受けること。
- ④ 審判結果の通知  
少年に対する処分結果等の通知を受けること。
- ⑤ 審判の傍聴

### 審判傍聴の申出ができる方

少年の故意の犯罪行為や交通事件等によって被害を受けた方又はその法定代理人のほか、被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じる傷害を負った場合、被害者の配偶者、直系の親族、兄弟姉妹が傍聴を申し出ることができます。  
※ ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

検察庁に申し出ることによって、被害を受けた方等が知ることができること

被害を受けた方からの通知の希望に対して、検察官が適当であると判断した場合に

- 起訴したか不起訴にしたかなどの事件の処理結果
- 裁判を行う裁判所と裁判が行われる日
- 裁判の結果(裁判の主文及び裁判が確定したのか、上訴されるのか。)
- 懲役、禁錮等の刑の執行終了予定時期
- 仮出獄等による釈放の事実と釈放年月日

## 刑事処分

### 【死刑】

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断する時は無期徒刑を科します。

### 【無期懲役・禁錮】

罪を犯した時18歳未満の者を無期徒刑をもって処断する時であっても、有期の懲役又は禁錮を科することができます。この場合、刑は10年以上20年以下を科します。

### 【有期懲役・禁錮】

有期の懲役又は禁錮をもって処断する時は、処断する刑の範囲内において、長期を定めるとともに長期の2分の1を下回らない範囲内において短期を定めます。この場合、長期は15年、短期は10年を越えることはできません。